

## 別紙 会員規約の追加条項について

ICHIMARU FASHIONカードは、当社が株式会社一丸と提携して発行するカードの為、以下の条項が提携カード会員規約に追加されます。

記

### ◀ カードショッピング条項の追加 ▶

#### 第35条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

1. 提携先でのカードショッピングの支払金の支払方法は次の方法によるものとします。

- (1) カードショッピングの支払金は、毎月25日に締切り、翌月から支払期日にお支払いいただきます。また、ボーナス一括払いの場合はその支払月の支払期日とします。尚、事務上の都合により翌々月以降の支払期日にお支払いいただくことがあります。
- (2) カードショッピングの支払金の支払方法は、1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス二括払い、リボルビング払いとし、カードショッピング利用の際に会員が指定するものとします。
  - ① 1回払いの場合、ご利用代金を翌月に一括して支払うものとします。
  - ② 2回払いの場合、ご利用代金を翌月と翌々月に2分の1ずつ支払うものとします。但し、分割払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。
  - ③ 分割払いの場合、支払総額は、利用代金（現金価格）に◀カードショッピングのご案内(別表)▶に記載する分割手数料を加算した金額となります。又分割払金は支払総額を支払回数で除した金額となります。但し、分割払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。
  - ④ ボーナス併用分割払いの場合、ボーナス支払月は、夏は6、7、8月、冬は12、1月とし最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。ボーナス併用回数は、支払回数5、10回払いのときは2回以内、15回払いのときは3回以内、20、24回払いのときは4回以内とします。又ボーナス支払月の加算対象額は1回のカード利用代金（現金価格）の50%以内とし、ボーナス併用回数に応じて分割（但し、ボーナス支払月の加算額は、1,000円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額を月々の分割払金に加算してお支払いいただきます。
  - ⑤ ボーナス一括払いの場合、ボーナス支払月は、夏は6、7、8月、冬は12、1月の何れかとし、お取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、ボーナス払い支払月に一括してお支払いいただきます。
  - ⑥ ボーナス二括払いの場合、分割払金合計は、利用代金に◀カードショッピングのご案内(別表)▶に記載する分割手数料を加算した金額となります。又ボーナス支払月は、夏は6、7、8月、冬は12、1月とし、最初に到来したボーナス月より2回に分けてお支払いいただきます。但し、2回目の支払金の単位は1,000円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。尚、ボーナス二括払いのお取扱期間は当社所定の期間に限らせていただきます。
  - ⑦ リボルビング払いの場合、会員が当社所定の方式(A)元利定額支払方式 (B)利用時残高スライド元利定額支払方式のうちから選択した支払方式とします。尚、リボルビング払いの包括信用購入あっせんの手数料（以下「リボ手数料」といいます。）は、毎月支払期日の翌日から翌月支払期日までのリボルビング利用残高に対して年13.2%の割合の金額とします。但し、利用日から最初に到来する支払期日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。尚、リボルビング利用残高は、提携先を含む加盟店でリボルビング払いを利用した残高の合計となります。
    - (A) 元利定額支払方式の弁済金（毎月の支払金でリボ手数料を含みます。）は、予め会員が指定し、当社が認めた支払コース（1万円から10万円まで1万円単位。）の金額とします。又リボルビング払いのご利用残高とリボ手数料の合計額が支払コースの金額未満の場合はその合計が弁済金となります。尚、リボ手数料が支払コースの金額を超える場合は、リボ手数料の全額をお支払いいただきます。
    - (B) 利用時残高スライド元利定額支払方式の弁済金（毎月の支払金でリボ手数料を含みます。）は◀カードショッピングのご案内(別表)▶に記載のとおり、提携先を含む加盟店でのリボルビング払いの最終利用時の月末のリボルビング利用残高により算定されます。ただし、弁済金確定後の利用分に関しては翌月以降の弁済金算定に反映されます。尚、リボルビング払いのご利用残高とリボ手数料の合計額が弁済金未満の場合はその合計が弁済金になります。

2. 第30条の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当社は、会員に通知または容易に知りうる状態に置くことにより、分割手数料率及びリボ手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとし、変更した後の手数料率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、変更に係る支払方法を指定または当該支払方式に変更したショッピングの利用に適用されます。

### ◀ カードショッピングのご案内(別表)の追加 ▶

#### ◎回数指定払い

・株式会社一丸でご利用の場合（支払回数、支払期間、実質年率等）

支 払 回 数	1回	2回	3回	5回	10回	15回	20回	24回
支 払 期 間 ( カ 月 )	1	2	3	5	10	15	20	24
実 質 年 率 ( % )	0	0	0	0	0	14.24	14.32	14.33
現金価格100円当りの分割手数料の額(円)	0	0	0	0	0	9.75	13.00	15.60

※提携先ではボーナス二括払いがご利用いただけず、支払月は夏期6、7、8月と冬期12、1月とします。尚、お取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、最初に到来するボーナス月より2回に分けてお支払いいただきます。手数料は0%です。

※ボーナス一括払いの手数料は0%です。

※ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。

支払方法	手数料率	締め・お支払い
回数指定払い	実質年率14.24%~14.33%	毎月25日締切 (翌月から毎月26日支払い)

・分割払い支払例：株式会社一丸で100,000円（消費税込）の20回払いをご利用された場合

分割手数料	100,000円 × (13.00円/100円) =	13,000円
支払総額	100,000円 + 13,000円 =	113,000円
分割払金	113,000円 ÷ 20回 =	5,650円

◎リボルビング払い

支払方法	手数料率	支払方式	締め・お支払い
リボルビング払い	実質年率 13.2%	(A) 元利定額支払方式	毎月 25 日締切 (翌月から毎月 26 日支払い)
		(B) 利用時残高スライド元利定額支払方式	

- ・ (A) 元利定額支払方式 毎月の弁済金は、1 万円～10 万円まで 1 万円単位で、予め会員が選択し、当社が認めた額となります。
- ・ (B) 利用時残高スライド元利定額支払方式

最終利用時のリボルビング払い月末残高	10 万円以下	100,001 円～ 150,000 円	150,001 円～ 200,000 円	200,001 円～ 250,000 円	250,001 円～ 300,000 円	以降残高が 50,000 円 増える毎に 1,500 円加算
弁済金	3,000 円	4,500 円	6,000 円	7,500 円	9,000 円	

●リボルビング払い支払例

リボルビング払い支払例については、提携カード会員規約をご参照ください。

◀ 個人情報の取扱いに関する同意条項の追加 ▶

第 50 条 (個人情報の提供及び委託)

1. 個人情報の提供について

(1) 会員等は、当社が第 47 条 1 項 (1) (2) の個人情報を保護措置を講じた上で、下記の通り提携先に提供し、提携先が利用することに同意します。

提携先	利用目的	連絡先
株式会社一丸	商品等の案内、及び市場調査、商品開発、サービス提供等に利用するため	〒870-0035 大分市中央町 2 丁目 8 番 11 号 TEL 097-536-1010

以上

◀ 提携先 ▶

株式会社一丸  
〒870-0035 大分市中央町 2 丁目 8 番 11 号  
TEL/097-536-1010

株式会社オーシー  
〒870-0027 本社/大分市末広町 2 丁目 3 番 28 号  
TEL/097-537-0404 (代表)  
ホームページアドレス/https://www.occard.jp  
登録番号/九州経済産業局長 九州 (包) 第 2 号  
九州財務局長第 00046 号

(2022. 12)